

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

## <基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

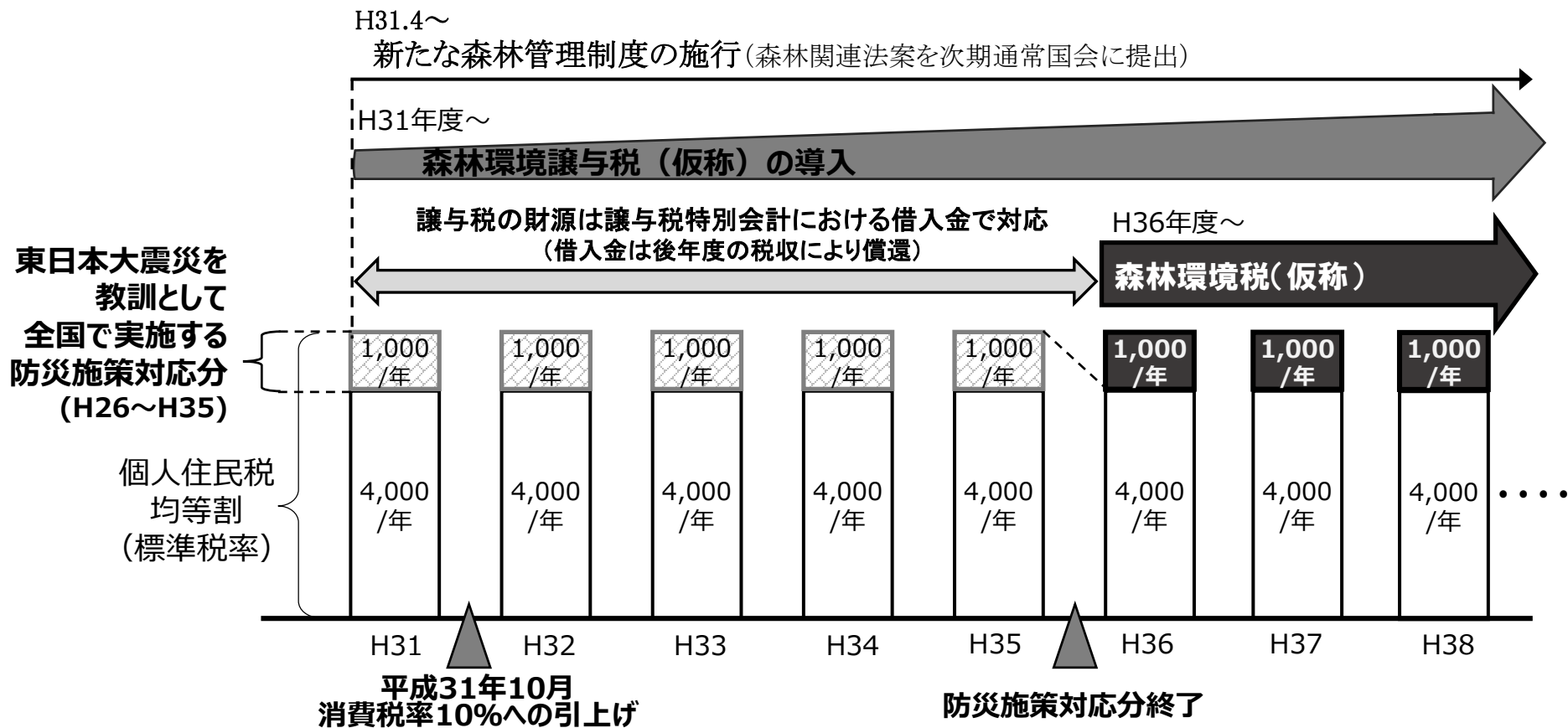
## <時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

# 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。

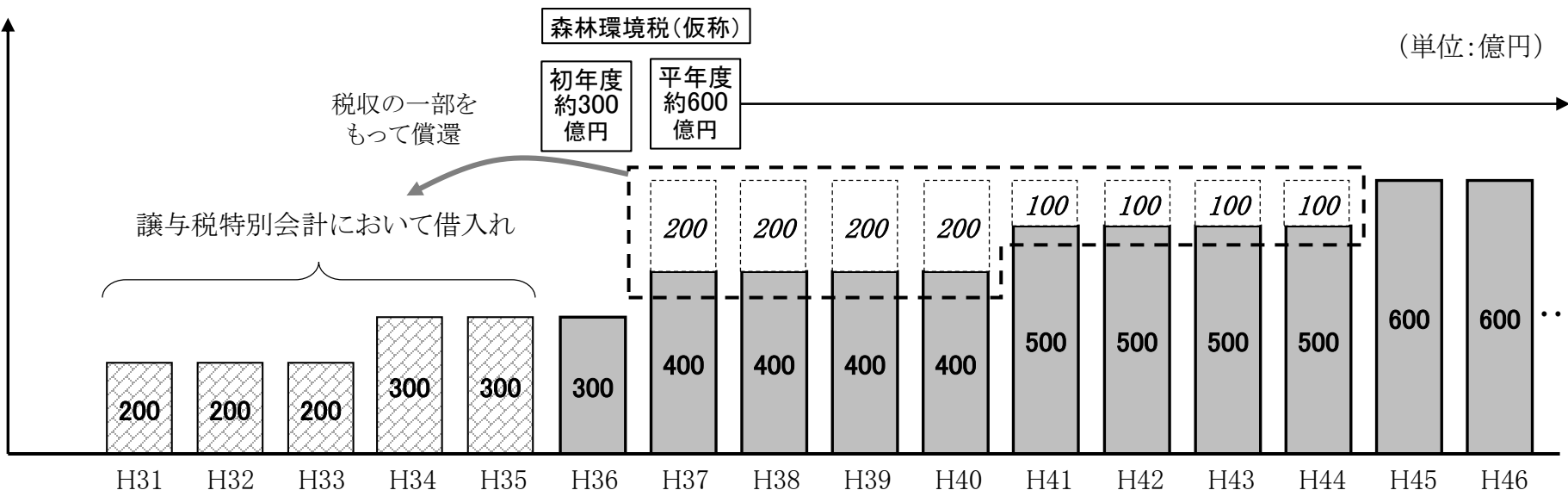


# 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。

(単位: 億円)

各年度譲与額  
(※実線)



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→	

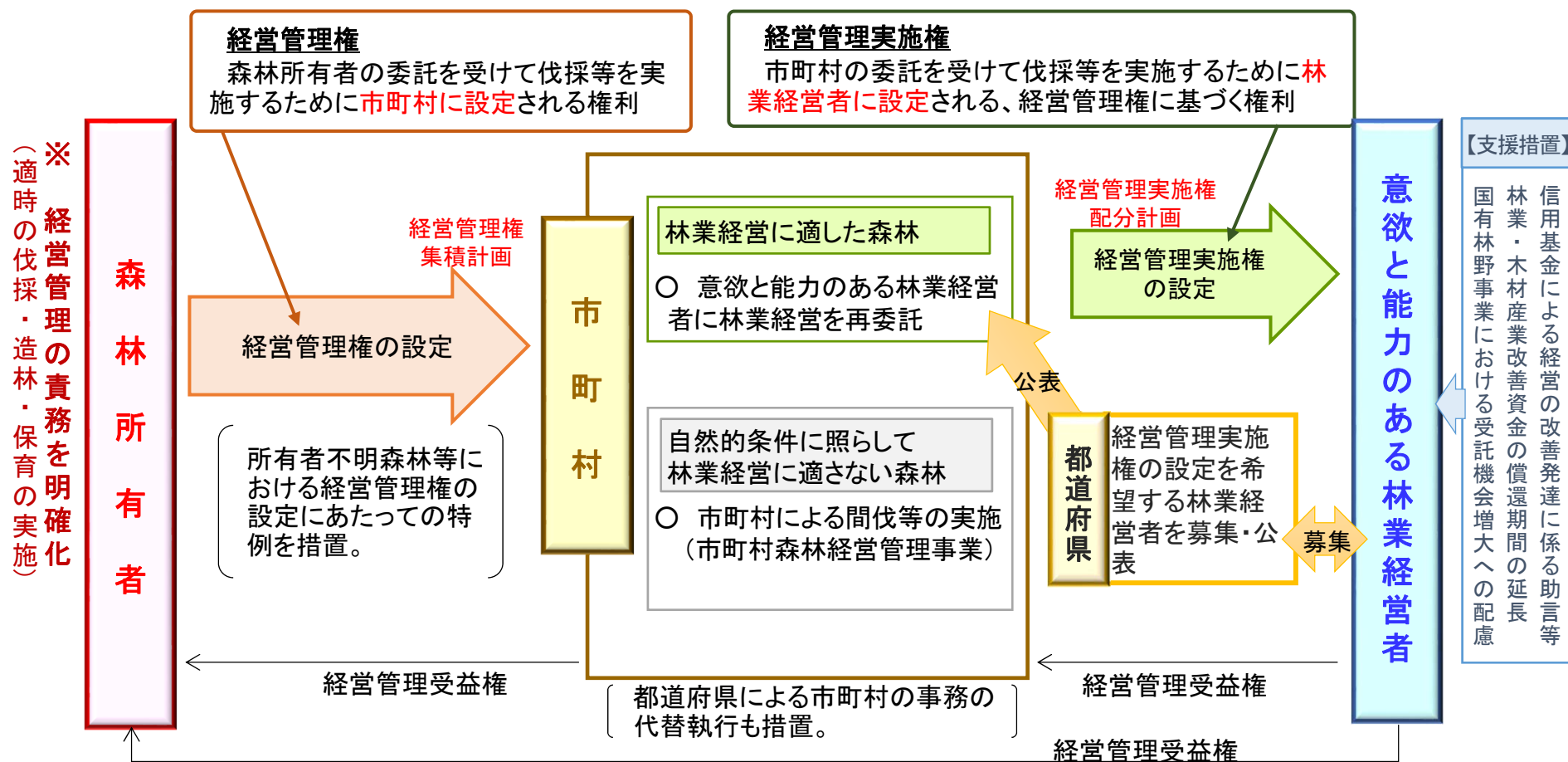
- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
  - 20% : 林業就業者数
  - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

# 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



# まずは森林所有者の意向調査から

## Step1

所有者への経営管理  
意向調査の準備

### ● 地域の実情を踏まえた意向調査対象区域の設定

- ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業者、自治会関係者等と連携し、手入れが行き届いていない森林のうち、所有者情報等が一定程度整理された区域から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象区域を設定します。

## Step2

意向調査の実施

### ● 地域の協力を得て意向調査を実施

- ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。
- ・ 施業プランナー(森林組合)や林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。

## Step3

意向調査結果を  
踏まえた対応

### ● 所有者自らが経営管理を行う場合

- ・ これまで通り、所有者による経営管理(所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む)を支援します。経営管理が行われているか、適宜状況を確認します。

### ● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。

### ● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合

- ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。
- ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。

### ● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりません。市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者を紹介するなどの対応が考えられます。

# 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の作成

- 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）では、経営管理の内容（立木の伐採や造林、保育、木材の販売等の一連の行為や期間、金額の算定方法等）を記載。
- 農地の賃借権では栽培した作物は借地者の所有物であるが、森林の場合は立木はあくまで森林所有者のもので所有者以外の者が勝手に処分できない。このため、森林所有者の立木の伐採等を第三者が行うことができるようにするため、経営管理権、経営管理実施権を設定する。

## ○ 経営管理権集積計画（経営管理実施権配分計画）の内容

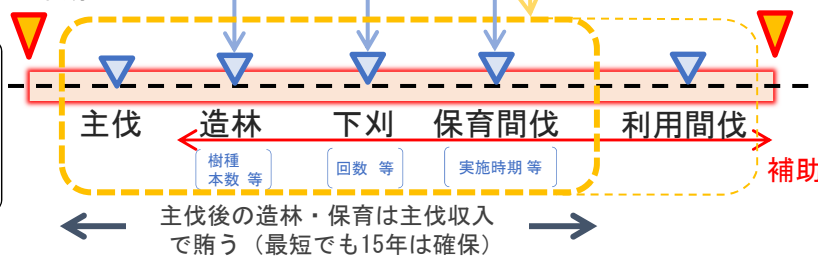
経営管理権集積計画等の記載事項

- 経営管理（実施）権の対象となる森林の所在
- 森林所有者の氏名又は民間事業者の氏名若しくは名称
- 設定する経営管理（実施）権の始期、存続期間
- 経営管理の内容
- 伐採後の造林及び保育の方法
- 森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法 等

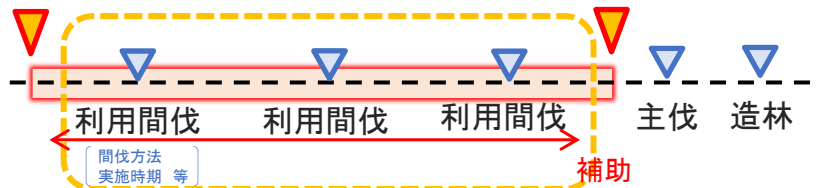
次頁

経営管理（実施）権の始期 経営管理（実施）権の終期

例①  
主伐から  
保育間伐まで  
権利設定



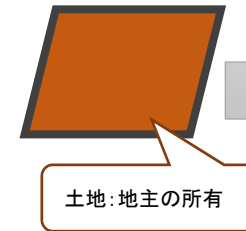
例②  
複数回の  
利用間伐の  
権利設定



森林所有者の意向等に応じ判断

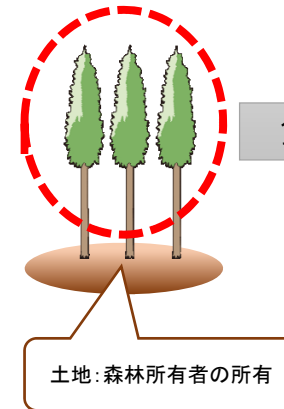
## ○ 権利の考え方

<農地>



借地者の所有  
→ 収穫、販売できる

<森林>



森林所有者の所有  
→ 賃借人は伐採、販売できない

# 森林所有者に支払う金額の算定方法の例

- 林業経営者は、木材の販売収益から伐採等に要する経費を差し引いた額を森林所有者等に支払うこととする。
- また、主伐を行う場合、伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保しなければならない。

			算定例	配分先
① 木材販売による収益	伐採等に要する経費	② 立木の伐採及び木材販売に係る経費	林業経営者から提示される見積額 ( 林業経営者の利益を含む )	林業経営者へ
		③ 伐採後の造林及び保育に係る経費	都道府県が定める森林整備事業標準歩掛かりによる額	
		④ 市町村に支払われるべき金銭の額	実費(境界明確化等)	市町村へ
		⑤ 森林所有者に支払われるべき金銭の額	①から②③④の合計を差し引いた額	森林所有者へ

主伐を行う場合、伐採後の植栽等に要する額を留保し、再造林等を確実に実施



# 意欲と能力のある林業経営者の選定

## 経営管理実施権の設定手続き

### 都道府県

- ・ 都道府県知事は、一定の区域ごとに、経営管理実施権の設定を希望する林業経営者を募集
- ・ 効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有するものの情報を市町村からの推薦も含め整理・公表

推薦

整理・  
公表

### 市町村

- ・ 経営管理実施権を設定する者を選定し、林業経営者の同意を得て経営管理実施権を設定

## 支援措置

- ・ 国有林野事業における受託機会増大への配慮
- ・ 信用基金による経営の改善発達に係る助言等
- ・ 林業・木材産業改善資金の償還期間の延長

## 考慮事項

- ① 森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど**効率的かつ安定的な林業経営**の実現を目指す
- ② 主伐後の再造林を実施するなど**林業生産活動の継続性の確保**を目指す

### 林業経営を行う能力を有すると判断する事項 (地域の実情に応じて判断)

- ・ 経営改善の意欲の有無
- ・ 素材生産や造林・保育を実施するための実行体制の確保（関係事業者との連携も可）
- ・ 伐採・造林に関する行動規範の策定（主伐後の再造林の確保など）  
等

森林組合、素材生産業者、自伐林家等が対象



# 所有者不明森林等への対応

経営管理が適切に行われていない森林を市町村が特定

経営管理の状況等を踏まえ優先順位を立てて意向調査

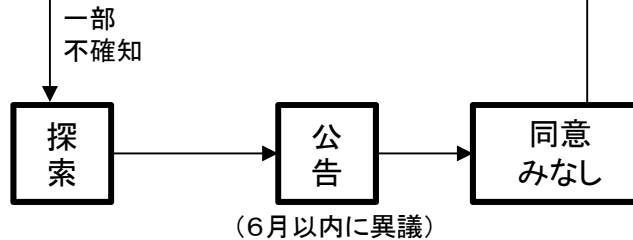
## (1) 原則

全部確知・全員同意  
(単独所有／共有)



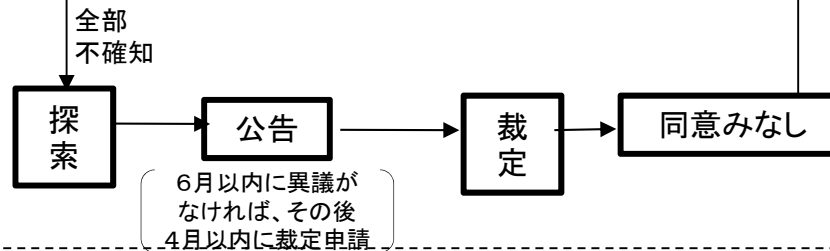
## (2) 共有者不明森林の特例

一部不確知  
確知共有者全員同意  
(共有)



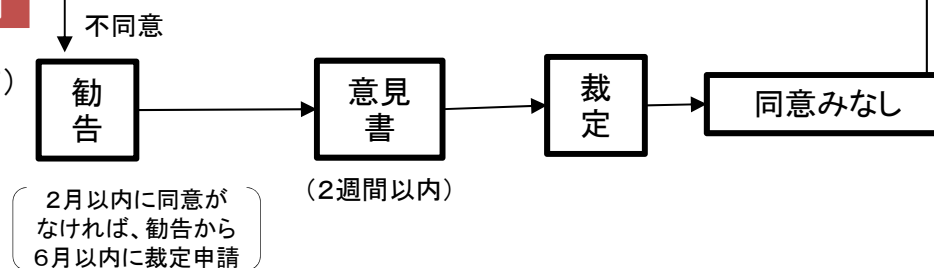
## (3) 所有者不明森林の特例

全部不確知  
(単独所有／共有)



## (4) 所有者不同意森林の特例

不同意者あり (単独所有／共有)  
(経営管理が行われていないのに意向調査への返答がない場合などを想定)



- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
  - ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されていない場合
    - (2) 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
    - (3) 所有者不明森林
    - (4) 確知所有者不同意森林 (※意見書提出者に限る) → 計画公告から5年以降に取消申出可

- ◆ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合
  - ① 民間事業者の承諾を得た
  - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可